

従業員各位

令和8年2月6日
株式会社フェローズ

従業員代表選出について

当社では、新年度の開始に伴い、労使協定の締結および法令に基づく意見聴取を適正に行うため、従業員代表を選出いたします。
つきましては、以下の手続きにより、従業員代表を選出いたします。

記

従業員代表選出の目的

- 1 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定
- 2 時間外労働および休日労働に関する労使協定
- 3 育児休業・介護休業等の適用除外に関する労使協定
- 4 フレックスタイム制に関する労使協定
- 5 就業規則 変更時の意見聴取
- 6 労働者派遣法により事業所単位の期間制限を延長する際の意見聴取
- 7 その他、法令等により定められたもの

労働者代表の選出方法等

- 1 労働者代表の定員
本社、札幌支店、仙台支店、大阪支店、福岡支店 にそれぞれ1名を選出する。
- 2 選出方法
会社従業員の立候補制とし、立候補者が複数となった場合、選挙を行い従業員の過半数の信任を得た者を労働者代表とする。
また、全ての立候補者が過半数に満たない場合は、上位2名による決選投票とする。
なお、立候補者が1名の場合は、信任投票を行い過半数の信任を得ることとする。

3 立候補者の資格

労働基準法第 41 条第 2 号に規定する監督または管理の地位にある者を除く全従業員（パート、アルバイトを含む）が立候補の資格を有する。

ただし、当社における勤務期間が継続して 6 カ月以上ある者に限るものとする。

4 立候補届締め切り及び提出先

立候補者は令和 8 年 2 月 15 日（日）18 時までに管理局代表アドレス（election@fellows2008.co.jp）宛に立候補をする意思を表明することとする。

5 投票権

会社の全従業員（契約社員・派遣社員も含む）とする。

6 投票の方法

正社員については管理局員がそれぞれの意思を確認。契約社員・派遣社員は各担当営業がそれぞれの従業員の意思を確認する。

7 代表者選出決定日

令和 8 年 2 月 27 日（金）

以上